

第6章 ゆりかごへの評価

1. 現時点でのゆりかごへの評価

ゆりかごについては、その構想が明らかになり設置に至るまでの間、また運用開始されてからも社会的に大きな話題となり、一般市民から賛否両論の意見、専門家からさまざまな論評が出され、その評価についても意見が分かれるところである。ゆりかごの存在をどうとらえ、現行の法制度との関係をどう整理し、どのように評価すべきなのかについては、さまざまな意見がある。ゆりかごという施設がどういった特性・機能を持つのかも踏まえたうえで、運用の実態から見える事象を基に、検証会議として、「ゆりかごへの評価」について議論した。

なお、ゆりかごの設置と運用、慈恵病院における相談対応は、民間の一医療機関の努力によって運営が維持されている。特に、相談業務については、相談者の気持ちに寄り添った対応技術と的確な援助によって、一定の質が保たれている。この点については、当検証会議としてその努力を多としたい。

(1) ゆりかごを評価するにあたって考慮すべき事項

ゆりかごの評価について議論するにあたっては、次のような観点を考慮すべき事項として確認したうえで、検討を進めた。

① 子どもの歩むその後の人生・生活を第一に考えること

ゆりかごについては、「命の救済、命を守る」ためのものか、「遺棄の助長」につながるものか、といった二者択一的に単純化されてとらえられ議論されることが多い。しかし、最も考えなければならないことは、「子どもの人生・生活」といった観点であり、「命の救済」か「遺棄の助長」かといった二分論ではそのことが抜け落ちる懸念がある。

このため、評価に際しては、「子どもの人生・生活」といった論点が明確になるよう、広い意味を持つ「命」という言葉ではなく、生命・身体など安全の確保という意味合いに限定する趣旨から「生命」という言葉を使い、「生命の救済」「遺棄の助長」「子どもの人生」といった3つの観点から整理することとする。

② ゆりかごの特性を踏まえること

ゆりかごは、子どもの生命が守られる場合がある反面、匿名であるために子どもの人権・権利の保障が難しいことやその後の安定した生活の場が定まらないなど、功罪両面を併せ持つ仕組みである。既存の児童福祉などの制度と比較したゆりかごの客観的な特性として、以下の諸点を指摘することができる。ここでは、「ゆりかご自体の特性」「事業主体・運営形態としての特性」「親の立場から見た特性」「子どもの立場から見た特性」「社会全体から見た特性」の5つの分類で整理した。

○ ゆりかご自体の特性

- ア. 人知れず秘密のうちに子どもを預け入れることができる仕組み。親の匿名性が守られたまま子どもの養育が社会的養護につながる可能性のある仕組み⁽¹⁴⁷⁾
- イ. 一民間団体の理念で開設された施設であるが、結果的には、民間だけでは完結せずに児童相談所など公的な制度を前提とした仕組み。逆にいえば、社会的養護において、公的な制度を民間が一部補完する機能を持つ仕組み
- ウ. 預け入れられた子どもは直ちに児童相談所で保護することから、一時的に子どもを預かる仕組み・窓口
- エ. 妊娠・出産・子どもの養育にかかる相談窓口のシンボリックな施設
- オ. 24時間・365日、受け入れる体制をとり、いつでも利用できる仕組み⁽¹⁴⁸⁾
- カ. いかなる事例であっても、選別せず受け入れる仕組み。その結果、全国から広域的な利用がなされる仕組み
- キ. 医療機関に設置されていることから、利用者が安心感を持つことが多い仕組み

○ 事業主体・運営形態としての特性

- ア. 産科を持つ医療機関に設置され、同医療機関が運営する仕組み
- イ. 民間の医療機関が設置し、相談業務と一体として運用され、ボランティアとして実施されている仕組み

○ 親の立場から見た特性

- ア. 誰かを知られず、かつ基本的には安全に子ども（新生児）を預け入れることのできる仕組み・窓口
- イ. 児童相談所での相談といった公的な段階や手続きを経ることなく、親の一方的な意思で子どもを預け入れ、養育しない仕組み

⁽¹⁴⁷⁾ 慈恵病院において、運用の経験の積み重ねにより、初期の対応方法から変更がなされている。このことにより、匿名性については、結果的に薄められた形になっている。

⁽¹⁴⁸⁾ 全国の児童相談所でも通告受理に関しては24時間体制となっているが、夜間は昼間とは異なる体制をとるところがほとんどである。

- ウ. 出生届を提出しない場合、生んだ子どもを自ら（親）の戸籍に入れなくて済む仕組み
- エ. 出産したことが親の戸籍の上では残らない仕組み
- オ. 生んだ子どもとの関係が断ち切られる危険性を持つ仕組み

○ 子どもの立場から見た特性

- ア. 子どもの当面の生存（生命）が保障される仕組み。ただし、遠隔地からの移動など新生児を危険にさらすことのある仕組み
- イ. 子どものアイデンティティの危機を招く可能性があり、子どもが出自を知る権利が担保されない（不安定にする）可能性のある仕組み
- ウ. 子どもの意思にかかわらず、家族の再統合の道（すべ）が絶たれる危険性を持つ仕組み
- エ. 子どもにとって、安定した生活の場が定まらない仕組み。永続的な人間関係、生活の場の早期の提供と保障が難しい仕組み
- オ. 出生届が出されている場合、匿名で預け入れられることにより、二重戸籍になる可能性のある仕組み

○ 社会全体から見た特性

- ア. 現行の法制度との関連が整理されないまま存在し、機能する仕組み。明確な法的位置づけの下で行われていない仕組み
- イ. その存在と利用に関してさまざまな評価がなされている仕組み

③ 親の心理など利用の実態も踏まえること

ゆりかご設置当初の「生命を救う」との目的、理念は、誰しも理解できるものであり、否定するものではない。しかし、運用が開始され、利用されているゆりかごを評価するにあたっては、ゆりかごが実際にどのように利用されているのかといった、事例から見える親の心理、利用者の意識など、利用の実態を踏まえることが重要である。

○ せっぱ詰まった状況にあったのか

子どもを捨てることは犯罪行為であり、通常はしゅんじゅんを伴うと考えられる。しかし、ゆりかご事例では、これまで犯罪行為であるとの判断がなされていない点や医療施設ということが影響しているのか、利用者のしゅんじゅんが明確でないケースが少なくない。

ゆりかごに子どもを預けに来る人の一般的なイメージは、「気の毒」「つまびらかにできない事情がある」「弱々しい」「他に頼る術がない」といったことであろうが、実際のゆりかご事例では、「本当にせっぱ詰まっている」「本当に窮している」とは思えないものも含まれている。ゆりかご事例の移管先の児童相談所からも指摘がなされたが、ゆりかごを利用する者は、もともと地域で相談する潜在力は持っており、衝動的

に我が子の生命を奪ってしまうようなレベルではないとの考え方もできる。

○ 無責任な利用が見られること

ゆりかご事例の中には、我が子を託しに来たというより、親自身が刑法の保護責任者遺棄罪などにより犯罪者に問われないため預けに来たと思える自己中心的なものも見られた。特に、福祉専門職や教育職関係者が預けに来た事例が見られること、父親やパートナーなど男性の姿が見えてこない事例が少なくないことは、ゆりかごという仕組みの存在が、本当に考えるべき人に逃げ道を与えているとも言える。

○ 子どもに対する思いと養育意欲

ゆりかご利用者は、子どもを養育することができないとの思いと精神的な混乱のため、自分が名乗らないことによって、子どもが出自を知る手がかりがなく生命だけが守られた後、アイデンティティの危機の中でどのような人生・生活を歩まなければならないかということに思い至っていないと考えられる。親が特定できたゆりかご事例の半数以上の親に、その後の子どもへの養育意欲が見られない状況がある。このことから、一度ゆりかごに「捨てる」という行為をすることによって、子どもへの養育意欲を失う危険性があると言える⁽¹⁴⁹⁾。加えて、出産してすぐに子どもから離れるため、愛着形成がなされず、子どもに対する愛情が育たない懸念がある。ただ、相談とつながることで、混乱から立ち直り客観的判断が可能になったり、子どもへの思いを取り戻す事例もある。

なお、親が判明した場合には、ゆりかごを通じて援助の必要な家庭が児童相談所とつながることになり、その結果、他のきょうだいへの育児や、次の子どもの出産に関わることができる。このことは、派生的な利点として認められる。

○ 利用者の心の揺れ

刑法の保護責任者遺棄罪に問われる可能性の高い一般の棄児ケースとは異なり、ゆりかごに預け入れるために子どもを連れてくる親は、基本的には、子どもを安全な場所に置きたいという気持ちを根底に持っているとも考えられる。したがって、仮に、安全に子どもを預け入れるゆりかごという存在がなければ、やむを得ず自分で育てたという可能性も考えられる。しかし、一方、ひとり親や経済的困窮者など養育困難な人が高い人は、より危険な環境に子どもを放置した可能性も否定できない。

こうした気持ちがあることから、ゆりかごを利用する時に、親は心が揺れることが多く、その後、親から連絡が入るなどで病院の職員が接触できた場合には、ゆっくり丁寧に話し合うことで、子どもにとっても親にとってもよい結果に結びつくことが多い。

⁽¹⁴⁹⁾ 親が判明しその居住地の児童相談所に移管した事例のうち家庭で引き取り養育することとなった事例は、7例である（39ページの「預けられた子どもの状況」を参照）。

④ ゆりかごが相談業務と一体的に運用されていること

ゆりかごの運用については、運用開始から時間の経過とともに、相談業務や危機対応をより前面に出し、事前相談を呼びかける広報が行われるなど⁽¹⁵⁰⁾、極力匿名性を排除する工夫がなされている。また、預け入れた者との接触ができた場合には、できる限り相談に持ち込むこととされている。その結果、現在は、相談業務とゆりかごが切り離せないものとして運用され、相談業務とゆりかごを合わせた全体が「新生児相談室」と位置づけられている。

ゆりかご自体の評価について検討することはもちろん必要であるが、最終的には、「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」に対する総合的な評価を考えることが適当である⁽¹⁵¹⁾。

⑤ 設置当初に想定された仕組みや対応と実際の運用との比較

ゆりかごの運用については、ドイツの事例を参考にして計画されたこともあり、設置者としては、ゆりかごに預け入れられた子どもについても、新生児の時期に、里親委託や特別養子縁組などにより養育家庭で育てられることを想定していた。また、一般的な理解としては、ゆりかごに預け入れられた子どもは、慈恵病院において保護、養育された後、慈恵病院を介して、子どもの養育を希望する家庭に引き取られるということであった。

しかし、実際の運用は、設置の際に企図された運営、取扱いとなっていない面もある。子どもの権利の保障という観点から、よりよい方向性を見出すための関係者のコミュニケーションが必要である。

(2) 「ゆりかご自体」に対する評価

ゆりかご自体の意義（メリット）と課題（デメリット）の両面について、利用実態を踏まえて、さまざまな意見が出された。現時点での「ゆりかご自体」への評価に関する意見をまとめると、次のとおりである。

⁽¹⁵⁰⁾ 扉の表示の変更（平成20年12月と平成21年1月）。慈恵病院のホームページの記載内容の変更（平成21年1月下旬）。いずれも事前の相談を呼びかけ、その方が、ゆりかごに預け入れた場合よりも、選択肢が広がるといった記載内容になっている（第1章-2-(1)①ゆりかごの設備、12ページ参照）。

⁽¹⁵¹⁾ 相談事例には、ゆりかご事例のように緊急保護を行った例も少なくない。例えば、ゆりかごに預け入れようと子どもを連れて来たが、思い直して相談した事例。ゆりかごに預け入れる目的ではなく、相談のために訪れ、子どもを預かってほしいと訴えた事例などである（第3章-1-④相談対応の状況、49ページ参照）。

① 「生命の保障、生命・身体の安全の確保」の観点からの評価

○ 養育がつながる意義

ゆりかご事例には、「安易な利用」と考えられる事例も見られる。しかし、その中には「そのままでは子どもへの適切な養育がなされない」と認められる事例が多く、放置すれば、身体的虐待、ネグレクト（養育放棄）や自然に放置されて医療ネグレクトなどで亡くなるといった危険性も懸念されるものもあった。全国の児童虐待死亡事例調査⁽¹⁵²⁾の結果などを見ても、妊娠の時期に子どもを受容できるか否かという問題は、その後児童虐待死につながる大きな要因の一つとなっている。育児、養育に対する拒否感が強い場合、その後で悲惨な事態になる可能性があるとして十分推測できる。

その意味で、ゆりかごは、結果として「子どもの生命をつなぐギリギリの選択」として、一定の有効性は認められると考えられる。また、ゆりかごに預け入れられたことよって、直接生命が助かったとは明言できないが、結果的には「危険が回避できる」という点に、ゆりかご設置の一つの意義を見出すことができる。こうした観点からは、ゆりかごについては、「生命を救済する」機能を持つ仕組みと表現するよりも、むしろ「養育をつなぐ」あるいは「養育を支える」機能を持つ仕組みであると表現した方が実態に即している。

また、生命の危機に瀕するような緊急事態に対応するためにゆりかごが利用されるケースは、現時点では認められないが、相談事例の中には、緊急事態への対応が多く見られる⁽¹⁵³⁾。

○ ゆりかごの一時保護的機能

ゆりかご利用事例の全体の7割強は、面談や繰り返しの相談の中で結果的に名前を含め親の状況が明らかになっている。その後、子どもは最終的には家庭に戻ったり、そうでない場合も親の同意の下に施設に入所し生活することになるが、こうした場合は親が分からないケースと異なり、親との関係が明確になり、子どもにとってはよりよい結果に結びつくことになり、ゆりかごが一時的な保護機能を果たしたと考えられる。その点では一定の意義が認められる。

○ 預け入れるまでの生命・身体の危険

ゆりかご自体はもともと新生児を安全に預かることを前提とした施設である。しかし、判明した利用事例はすべて県外からの預け入れであり、このように体温の維持すらできない生後まもない子どもを遠方から熊本に連れてくる行為は、子どもの身体・生命の危険を伴い、大きな問題である⁽¹⁵⁴⁾。また、そうしたこと自体が児童虐待に当

⁽¹⁵²⁾ 厚生労働省「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会・第5次報告（平成21年7月）。

⁽¹⁵³⁾ 遠方からの電話相談事例で、自宅で一人で出産し、病院職員が保護に駆けつけた事例など。

⁽¹⁵⁴⁾ 事例の中には、低体温で健康状態が心配されるものも見られた。また、遠方から病院に来る途中で、車中で一人で出産するという、母子の生命・身体的安全面で懸念される事例もあった。

たる可能性のある行為とも言える。

匿名の利用であり難しい面はあるが、ゆりかごを利用する形として、出産直後に遠隔地から預け入れに来るようなことを避け、危険な事態が発生しないよう、ホームページなどで強く呼びかけを行うべきである。

② 「子どもの人権・子どもの福祉」の観点からの評価

○ 子どもの人権・権利の保障

「子どもの出自を知る権利」は大きな論点の一つではあるが、こうしたことを議論する以前に、まず、ゆりかごに子どもを預け入れること自体が子どもの人権・権利を侵害する行為であり、同時に養育を放棄する行為⁽¹⁵⁵⁾である。もともと、児童虐待の防止等に関する法律の児童虐待（ネグレクト）に当たるかどうかについては、設置の際、検討が行われ、「直ちに違法とは言えない」との判断が示されている。ただ、ゆりかごの施設そのものは安全であるが、そこまでに子どもを連れてくる間に生命が危険な状態になったり、ゆりかごに預け入れられた後に、結果として、子どもが出自を知ることができなくなるといった問題が生じる。こうしたことから、事例によっては児童虐待に当たるものもあるとの懸念を払拭することができない。

さらに、公的機関に相談していれば、子どもがゆりかご利用後に行われた援助を早期に受けることができたはずであり、そのことで結果的に子どもが不利益を被っているという面もある。同様に、ゆりかごでは、子どもの出自を知る権利が担保されず、安定して育てられる権利も不安定となり、将来「子どものアイデンティティの危機」を招くおそれがある。

今後、ゆりかごの特例性を法的にどこまで担保するのか、子どもの権利の視点から見たとき担保する必要があるのかの検討が必要である。また、将来子どもが出自を知る権利を主張したとき、関係者は、子どもの権利保障の視点に立って責任を持って対応できるのかといった点もある。このため、世間に対して匿名であっても、子どもには親が分かるような方法が必要である。

ゆりかごには子どもにとって多くの課題を指摘できるが、子どもの出自を知る権利を守るため、病院や関係機関が最大の努力をすることにより、現時点では7割強の子どもの出自が明らかになっている実態がある。こうしたことを勘案すれば、ゆりかごの利用を直ちに否定することは難しいと考えられる。

なお、障がい児が複数預け入れられたが、障がい児や外国籍らしき子どもの利用が増加したとき、より権利問題が深刻あるいは複雑になる懸念がある。

○ 匿名性がもたらす子どもの人生と生活の問題

ゆりかごによって、子どもの生命は維持されたが、子どものその後の人生や生活が

⁽¹⁵⁵⁾ ゆりかご事例について、熊本県は、統計上の取扱いとしては、厚生労働省の福祉行政報告例において、要保護児童、かつ児童虐待（ネグレクト）の中に入れて処理している。

救われたことになるのかを考えなければならない。なぜなら、子どもにとっては、「福祉的措置」を受けるにしても、親との関係があった方が望ましいからである。つまり、子どもは、自分の人生が安定したものであり、かつ自分の人生が予測できるものであることを必要とするが、親がいつ出てくるか分からない状態では、子どもに永続的な人間関係、生活の場を早期に提供し保障することが難しい。これは、ゆりかごの仕組みを検討された時の発想では、救われる生命があるという点が優先されていたからであるが、その後の子どもの生活や人生が本当に守られるのかという観点についても十分な考慮が必要である。

○ 子どもの成長に与える影響を見守る必要がある

子どもが親に引き取られた事例を含めて、今後の子どもの成長への影響については、注意深く見守る必要がある。特に、幼児が預け入れられた事例は、愛着形成の観点から、より丁寧な援助が求められるが、これまでのところは、特段に懸念すべき点は認められない。なお、幼児など新生児以外の預け入れについては、諸外国では、法制化され年齢制限がなされているものもあり⁽¹⁵⁶⁾、今後、ゆりかごについても、こうした呼びかけが必要かを検討する必要がある。

また、子どもが出自を知る権利を侵害していないかなど、児童の権利に関する条約の観点から、さらに、憲法上、民法上問題がないかなどの検討は、高度に専門的な課題であり、かつ保護した子どもの援助にも関連しているため、長期的な観察が必要であるとともに、引き続き、専門家や社会においても検討が必要と思われる。

○ 子どものための情報収集が徹底していない

初期の対応として、現在行われている児童相談所の社会調査に加えて、警察においても、犯罪捜査と切り離して、子どもに不利益にならないよう必要な情報を収集するために、警察の捜査能力を最大限生かす必要がある。

○ 子どもの保健・医療面でのリスクがある

匿名であるため、妊娠期の状態、遺伝性疾患、予防接種の状況、発達の経過など、子どもへの保健・医療上の重要な情報を得ることができないことで、子どもがよりよい保健・医療サービスを受けることを妨げる危険性がある。ただ、この点では、これまで大きな問題になった事例はない。

さらに、特異なケースではあるが、ゆりかごに預け入れられた実のきょうだい（男女）が、将来、お互いの出自を知らないまま結婚する「近親婚」の危険性もある⁽¹⁵⁷⁾。

⁽¹⁵⁶⁾ 脚注126（99ページ）参照。

⁽¹⁵⁷⁾ 特別養子縁組制度では、出自を知る権利を確保するとともに、近親婚を防止する配慮から、子どもが生みの親の戸籍をたどれるような記載となっている。

③ 「遺棄の助長につながっていないか」との観点からの評価

○ 利用状況から見た場合

預け入れる者にとってゆりかごは、匿名性が保たれ、現在までのところ罪に問われる可能性が低いという点で、利用に向かわせるインセンティブを持っていると推測できる。妊娠を誰にも打ち明けられない閉塞感、孤独感の中で利用する例もあったのではないかと考えられる。

一方、自分の幸せを優先し、ゆりかご利用を誘発しているのではないかと推測できる事例もある。このように多様な理由で預け入れられる状況において、相談を伴わない形での、ゆりかごの預け入れ部分だけの仕組みを促進すれば、社会的に倫理観の劣化をさらに誘発する可能性も懸念される。

これまでに見られた倫理に関わる問題の例として、社会的養護の仕組みや児童相談所の役割を知っていながら、相談しづらさや手続きを敬遠するため、ゆりかごを利用していると思われる例も見られた。このことから、ゆりかごが存在することが、子どもの最善の利益を図るはずの「顔の見える相談手続き」を忌避させる可能性を高めていると考えられる。さらに、ゆりかごの特徴である匿名性が、子どもを捨てる行為のハードルを低くしてしまったとも言え、社会的影響として、子どもの遺棄の助長につながる可能性を否定できない。

しかし、ゆりかごを利用したことによって、結果的には、子どもの養育が支えられることになった事例が多く、また、ゆりかごの存在が相談を増加させ、思い止まっていた相談も少なくないことから、ゆりかごという緊急避難的装置を有する相談全体として有意義であると考えられる。

○ 統計データから見た場合

ゆりかごが全国1か所で広域的な利用がなされていることから、その影響については、全国の棄児、嬰兒殺、母子心中などのデータを比較する必要がある。

まず、棄児に関する国の調査によれば、遺棄児童数が平成19年度と平成20年度に大幅に増加し、置き去り事例についても顕著な増加が見られている。遺棄児童については、ゆりかご事例を含むため、その増加分で押し上げられた形になっている。ただ、置き去り事例の増加がゆりかご設置の影響によるものかは不明である。また、嬰兒殺についても、顕著な変化は見られない。

ゆりかご事例の増加により遺棄児童数が増加している状況は見られるものの、棄児に関する統計の整備がなされていないこともあり、その他を含めた統計データから、遺棄の助長になっているかを結論づけるだけの根拠は、現時点では明確でない。

④ 「ゆりかごの匿名性」の観点からの評価

○ 匿名性の意義について

子どもの人権の観点、子育てについての私的責任の観点からも、匿名で子どもを預ける行為を簡単に容認することはできない。しかし一方で、思いがけない妊娠・出産によるせっぱ詰まった状況の中、相談窓口や養育に関する支援体制、特別養子縁組などについての知識もないまま、また、場合によっては精神的な混乱の状態では、匿名性が担保されていることで、ゆりかごが母子にとっての緊急避難として機能し、さまざまな援助に結びつくことに役立っている可能性がある。匿名でなければ、子どもを預けることも相談もできず、一人で悩んで悲劇に至る危険もあると考えられる。こうしたことから、子どもを預けに来たことがきっかけで相談が始まり援助がなされるというプロセスは一定の評価をしなければならない。

一方、子どもの権利を保障する観点からは、身近な周囲の者に対して匿名性を担保することはやむを得ない面があるものの、社会的に最後まで匿名を貫くことは容認できないと考える。匿名性がもたらす子どもの人生と生活がどのような結果を招くのかについて、念頭に置く必要がある。

このように、匿名性は、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利の二面性を持っている。

なお、ゆりかご事例で、預け入れに来た者との接触により面談を行った結果、名前などが明らかになった場合にも、大半の事例では、苦情にも発展せずに、解決結果について納得している現実がある。一方で、預け入れに来た者との間で認識の相違が見られる事例もあり、機会をとらえて、対応における匿名性の意味に関して、周知をしていく必要がある。

○ 第三者による預け入れについて

匿名性の担保に関しては、ゆりかご事例で、産科で知り合った第三者など知人が仲介して預け入れる事例があったが、そういった形が行き過ぎれば、第三者が、親からゆりかごへの預け入れを依頼された子どもを連れてくる事例が増加することも懸念される。このため、現行通りの対応で問題ないのか検討が必要である。

⑤ 「設置当初に想定した運用と実際の運用との比較」の観点からの評価

○ ゆりかごの運用に対する一般的な誤解

ゆりかごに預け入れられた子どもは、現行の法体系の中では、児童福祉法の要保護児童として、病院から通告を受けた管轄の熊本県中央児童相談所が直ちに保護することとなる。こうした取扱いがなされていることは、一般には正確に理解されておらず、慈恵病院において子どもを養育する、あるいは病院から特別養子縁組に出されるとい

った誤解がある。また、慈恵病院では、ゆりかごの仕組みと対応についての理解を深めるため、ホームページの記載を訂正するなど、機会をとらえて説明しているものの、未だ誤解が解消されていない状況にある。

○ 当初の想定と実際の運用の違い

病院から特別養子縁組に出されると一般的に考えられていることとは異なり、ゆりかごに預け入れられた子どもで、親が判明しないまま施設や里親の下で養育されている事例については、現段階では、特別養子縁組の手続きに入っているものはない。むしろ、ゆりかご事例であるため、その手続きに進む見極めが難しいという状況にある。

このように、施設の運用の実際と現実の子どもの養育において、現実には、設置当初に想定した形とは、かなり違いが見られる。これは、ゆりかごが民間の取組とはいえ、個々の事例については、日本では、現行の児童福祉法等に基づき、公的機関が関与する形となるためであり、日本のゆりかごが歩むステップであると理解することもできる。

なお、今後もゆりかごの仕組みと子どもの養育の実際について、機会をとらえて周知することによって、ゆりかごを利用するよりも、事前に相談を行った方が、子どもの養育についても選択肢が増える結果となることの理解が進めば、ゆりかごの利用にも変化が出てくるものと考えられる。

(3) 「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の評価

① ゆりかごへの総合的な評価

○ 相談業務と一体的に運用されるゆりかご

「(2) ゆりかご自体に対する評価」で述べてきたように、ゆりかごが相談業務を伴わず単独で設置・運営されるとすれば、社会の倫理感の劣化を招く可能性を否定できないものと考えられる。しかし、実際のゆりかごは、実践と経験の積み重ねの中で、当初の目的であった「相談業務と一体的に運用されるゆりかご(新生児相談室)」といった視点がより明確化された運用がなされている。その結果として、全体の7割強で親が判明しており、匿名性という特性がかなりの程度失われたとしても、それによって子どもの出自を知る権利が損なわれなくなったという状況が見られる。

また、ゆりかごという一時保護機能があるため相談件数が増えているように、ゆりかごが相談業務に支えられている状況があり、ゆりかごと相談対応の双方が支え合っているという相乗効果が見られる。

○ 相談業務と一体的に運用されるゆりかごの評価

ゆりかご事例では現在までのところ、殺害を思い止まったその足で預けるなど、明らかに生命が救われたと判断できる事例は認められないが、相談事例も含めた全体の事例の中で評価すれば、妊娠・出産・子どもの養育に悩み、追い詰められた人が、考

える余裕を持つことで考えを改めたりする事例が多く出てきており、トータルの意味では「多くの生命がつながった」と考えることができ、その点は積極的に評価することができる。このように、ゆりかごが相談業務と一体的な運用がなされる限りでは、一定の意義が認められる。

「相談業務と一体的に運用されるゆりかご」の積極的な意義として、以下の3点をあげることができる。

- ア. 名前や妊娠の事実を周囲に知られずに、妊娠・出産・子どもの養育について相談できる体制があることによって、子どもの遺棄や子どもを危険にさらすことを防止する機能を果たすことが期待できる。事前相談の充実により、子どもの遺棄を思い止まらせることができる。
- イ. 出産にまつわる緊急避難の一つとして機能し、最悪の事態に至らないことを保障することができる可能性がある。子どもの養育を支え、つなぐことができる。
- ウ. 親への障がい告知後の対応も含め種々の理由により、周産期の親が精神的混乱によって子どもが犠牲になることを防止する一時保護機能を果たすことができる。その後、相談に結びつき子どもの援助ができる。

ゆりかごの意義と課題については、ゆりかごを利用する側の意識や個々人の価値観などにも左右されるため、今後の運用状況を引き続き注意深く見守る必要がある。懸念される利用事例が見られた場合、警鐘を鳴らし、場合によっては、運用の継続の是非について検討するなどの対応をとることも必要であり、ゆりかごの利用のあり方について、今後も社会全体で考えていくことが大切である。

② ゆりかごの設置が社会にもたらした影響

○ 現状の児童相談体制の限界

ゆりかごについては当初、一般的には年に数件の預け入れであろうとの予想もあったが、実際には設置以来、多数の利用があった。また、遠くは関東地方など全国にまたがる広い地域からの預け入れがあった。ゆりかごの設置によって、妊娠・出産に悩む人たちが多く存在するにもかかわらず、地域の児童相談所など公的な相談機関につながっていない、あるいは、つながっても公的な相談機関では利用者の気持ちに沿った適切な対応ができていない事例があることなど、現在の児童相談体制ではすべてのニーズに対応できているとは限らない現状が明らかになった。

○ 潜在的な相談ニーズの掘り起こし

ゆりかごの設置に伴い、慈恵病院などにおける、妊娠・出産についての相談件数が急激に増加した。全国から寄せられた相談件数の多さと深刻な内容から、ゆりかごの設置がシンボルとなり、これまで相談機関につながっていなかった潜在的なニーズを掘り起こしたと考えられる。

また、そうした状況から、相談につながりにくいニーズに対応するため、相談窓口

を充実することはもちろん、広報面にもより力を入れてアクセス方法を伝えることが重要であることが明らかになった。

○ 社会的養護への関心の高まり

ゆりかごがマスメディアに取り上げられることによって、社会的養護の必要な子どもが多数存在することが知られ⁽¹⁵⁸⁾、これまであまり目が向けられることのなかった分野への関心が高まった。熊本県内ではゆりかごの設置以降、平成19年度の里親希望者、登録者の増加が顕著であった⁽¹⁵⁹⁾。また、慈恵病院にも特別養子縁組の養親になりたいとの相談が多く寄せられた。

③ ゆりかごが問いかける社会のありよう

○ 子育ての孤立化とゆりかご利用へのニーズ

ゆりかごが設置・運用され、実際に多くの利用事例があったこと、また、事例の背景や状況を見ることによって、妊娠・出産・子どもの養育に深刻な悩みを持つ親が多数存在し、相談や対応が求められているといった切実なニーズがあることが明らかになった。また、慈恵病院への相談事例についても、緊急対応・緊急面談が必要な事例も多く、相談に至るまでの間、相談の方法や相談する場を見出せないまま、女性が一人で思い悩む現実が明らかになった。

ゆりかごに対しては賛否両論の意見が寄せられてきたが、ゆりかごが設置されて約2年半の間に51人もの子どもが預け入れられた事実は、結果的には、今の社会にゆりかごが必要とされていたことを物語っている。ゆりかごというシステムが必要となった社会的背景には、現代社会において、核家族化や地域社会のつながりの希薄化が進むにつれ、血のつながった実の親や親族だけでは育児ができにくく、子育て家庭が孤立化している状況があり、また、地域社会でも子どもと子育て家庭を支える環境が整っていない現実がある。さらに、個々人の意識に目を向ければ、ゆりかごの事例の一部には、今なお世間体を重んずる風潮や戸籍が汚れるといった歪んだ身内意識を垣間見ることができ、ゆりかごがこれらも含めたわが国の社会のありようをも映し出し

⁽¹⁵⁸⁾ 児童養護施設等入所や里親委託されている児童は全国で41,602人（平成20年2月現在、厚生労働省調査）。うち約5割は虐待を受けた経験がある児童である。

⁽¹⁵⁹⁾ 熊本県内の里親の登録件数のうち、養育里親に新規登録のあった件数は、例年7～8件となっているが、平成19年度は1年間で15件の新規登録があった。

【熊本県内での里親登録者の状況】（延べ件数）（単位：件）

	19年度末	20年度末	20年度新規登録	20年度登録取消
養育里親	82	84	5	3
親族里親	3	1	0	2
専門里親	12	14	2	0
合計	97	99	7	5

ていると言える。

○ 社会全体で考えていくべき身近な問題

ゆりかご事例から見えるのは社会のありようの一面であり、現代社会の子育てにおいて個人や個々の家庭だけでは背負いきれないものが形として噴出していると考えられる。ゆりかご事例には、安易な利用と思えるものも存在するが、ゆりかごは、それらも含めて、今の社会に生きる私たちが、ゆりかご利用の現実を受け止め、すべてを飲み込んでいく覚悟があるのかを、我が事として真剣に考えることを求めている。

現代社会において、子育ては親や親族だけが担うものではなく、社会全体で支えていくべきものになっている。妊娠・出産・子どもの養育をめぐる問題は、誰しにも身近なところで起こりうる問題である。ゆりかごが私たちに問いかけるものを契機にして、私たちには、改めて子育て支援のあり方を社会全体で考え、特に、福祉の関係者、子育て支援に関わる者は、子どもの最善の利益を考えて、こうした社会のありようを広く問いかけていくことが求められる。

ゆりかごは、私たちの住む社会が生み出したものであり、その評価は、現時点において、真摯に論じることはもちろんであるが、その際、「後世からの評価」あるいは「大きくなったゆりかごの子どもたち自身の評価」にも思いを致す必要がある。

2. 日本のゆりかごのこれから

今後、ゆりかごを既存の制度との関係でどう位置づけるべきか。例えば、現在のよう
に結果として既存制度の例外的なものとしてとらえざるを得ないのか、あるいは既
存制度に組み込む形での明確な位置づけをすべきなのかなどについては、制度に関わ
る事柄であり、引き続き、国を含めて議論を深めていく必要があると考える。現段階
での当検証会議の委員の意見を集約した内容は以下のとおりである。

① ゆりかごが持つ匿名性について

○ 匿名性の担保と子どもの最善の利益

前述したように、ゆりかご事例では、身近な人に匿名が担保されていることで、緊
急避難への対応も容易となり、その後の援助に結びついていることから、ゆりかごが
持つ匿名性は、一定の意義があると考えられる。また、預け入れられた場合、公事（お
おやけごと）として、子どもの最善の利益や出自を知る権利の観点からは、児童相談
所等の公的機関による社会調査等がなされることは当然であり、社会的に匿名であり
続けることは原則として認められない。慈恵病院におけるゆりかごと相談対応の実践
事例から見れば、事前の相談とセットになった一時保護の機能を持つ仕組みである点
が最も重要であり、相談体制を前面に出して充実することにより、ゆりかごへの子ど
もの預け入れが減少することに結びつくと考えられる。こうした観点からは、慈恵病
院がホームページの記載を充実し、対応において接触できた場合にはできるだけ面談
に持ち込んでいるということは方向性として望ましいと考える。

② ゆりかごへの行政の支援のあり方

○ 匿名性と公の責任

ゆりかごに預け入れられた子どもは、親が判明しない場合、乳児院や児童養護施設
への入所措置、里親への委託、特別養子縁組（家庭裁判所の審判）といった「公の責
任」によって、その後の成長が保障されることになる。民間の一医療機関の取組とは
いえ、ゆりかごはその点で、すでに「公事（おおやけごと）」であり、子どもが施設
に入る段階になれば、結果として行政も匿名性に対して責任を負うことになる。

○ 民間主体であることの意義

現在は公が関わる形にならざるを得ないが、むしろ民間のボランティアの取組であ
るから利用されているといった部分も多く、公の制度とすることについては慎重であ
るべきである。前述の匿名性と公の責任の点を含め、ゆりかごを、相談機能を伴わず
預け入れ機能のみを持つものとして公認し、公費により支援を行うことは適当でない

と考える。

○ 公的支援の可能性

相談業務とセットになった預け入れ（一時保護）の部分に限定すれば、それを公費でバックアップすることも不可能ではないと考えられる⁽¹⁶⁰⁾。病院相談事例には、深刻で緊急の対応を要する内容も多く、種々の問題が含まれている。全国から利用されている実態を踏まえれば、産科医療機関が実施する緊急対応もできる相談窓口は他の都道府県にも必要であり、相談業務に入院・保護機能を付加するシステムの整備については、慈恵病院で行っているような形を全国に普及させるためにバックアップ体制をとって、児童家庭支援センターのように制度的には公費が投下され、安定的に運営されることも考えるべきである。

③ ゆりかごが全国に広がることについて

○ 匿名の預け入れ施設の設置の問題点

ゆりかごについては、熊本での設置が認められたことから、他都道府県でも同様の形で設置が進む可能性がある。また、慈恵病院と同じ形式で、ゆりかご設置の医療法上の申請がなされた場合、基本的には当該地区の県や市は許可せざるを得ないと考えられる。しかし、運営において、慈恵病院と同様の一定の質的担保がなされず、質的な面も含めて十分な事前相談の体制が整えられていない、匿名で子どもを預け入れるだけの施設の設置であれば、子どもの福祉を守る観点からは大いに問題があり、広がっていくことを容認することはできない。

○ 相談と緊急避難の機能を持った仕組みの必要性

一方、ゆりかごの利用状況を見れば、全国にも、ゆりかごのように丁寧に相談に対応する仕組みと安心して一時避難ができる場所・機能を持った、何らかのシステムが必要である。システムについては、ゆりかごの匿名性が、預け入れる者にとっての利益と子どもの将来にとっての不利益の二面性を持っているため、それぞれを保障すること、つまり、「親が身近な者に知られず、かつ、子どもの育ちや将来に必要な情報は確実に収集できる」仕組みとして整備されることが必要である。

その際、ゆりかごのシステムに見習って相談対応技法など研修の徹底が必要であり、ゆりかごと相談業務から学んだ新しい支援のあり方を、民間中心に創っていくことが必要であろう。

具体的には、例えば、出産の時期に、DVの場合のようなシェルター機能を持つ施設を整え、身近な人には匿名性を保つが、いわゆる公の部分では「顕名」で対応し、妊娠・出産その後の養育についても、特別養子縁組や里親などさまざまな解決策や選

⁽¹⁶⁰⁾ 児童家庭支援センターの養護施設付置要件がなくなったことにより、医療機関への委託も可能となった。

択肢を提供できる施設を整備することが考えられる。この他、親子一緒に匿名で宿泊ができ、数日、相談や話し合いを続けるようなことも必要であり、こうしたことも含めて、新しい公的な試みが考えられるべきである。

なお、ゆりかごが明らかにした諸課題は、都道府県域をこえた広域的な問題であり、国の関与が望まれる。